

運動の重点

5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト着用状況（令和4年5月末現在） ※令和3年県内における一般道運転席シートベルト着用率99.2%

	本年			昨年			増減		
	総数	着用数	着用率	総数	着用数	着用率	総数	着用数	着用率
死者数	6人	4人	66.7%	8人	4人	50.0%	-2人	±0人	16.7%
重傷者数	60人	57人	95.0%	65人	59人	90.8%	-5人	-2人	4.2%
軽傷者数	912人	881人	96.6%	1,045人	1,008人	96.5%	-133人	-127人	0.1%

○家庭では

・後部座席を含めた**全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用**を習慣づけましょう。

○職場では

・朝礼や打合せ等で、後部座席を含めた**全ての座席にシートベルト**の着用義務があることを指導しましょう。

○運転者は

・自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含む同乗者**全員にシートベルトとチャイルドシート**を正しく着用させましょう。
・タクシーや観光バスなどの旅客事業者は、出発前にシートベルトの着用を乗客に呼びかけましょう。



道路交通法改正と福島県自転車条例

【自転車ヘルメット着用義務化】

自転車乗車用ヘルメットの着用については、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（福島県自転車条例）」において、自転車利用者等に安全器具の使用を努力義務として規定していましたが、令和4年4月に道路交通法が一部改正され、新たに、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務が盛り込まれました。公布日4月27日から1年以内に施行となります。

自転車利用中に交通事故により死亡した方の多くがヘルメットを着用せず頭部に致命傷を負っていますので、自転車を利用する方は、ヘルメットを着用して万が一の交通事故に備えましょう。



〈根拠法令〉

- 道路交通法第63条の11（自転車運転者等の遵守事項）
- 福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第14条（安全器具の使用）

交通安全に関するホームページ

県生活交通課 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/>
県警察本部 <https://www.police.pref.fukushima.jp/>

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和4年

夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

ひびく、つたえ、実現する
ふくしま

期間 7月16日(土)から7月25日(月)までの10日間

運動のスローガン
「締めました!」乗る人みんなの合言葉



年間スローガン
わたります止まるやせつせありがとん

令和三年度「シルバーメール作戦」
郡山市立日和田小学校当時三年生の作品

運動の重点

- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 道路横断中の交通事故防止
- 3 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
- 4 自転車の交通事故防止とヘルメット着用の促進
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の重点

1 子供と高齢者の交通事故防止



○家庭では

- 自宅周辺や通学路など身近な交通事故について話し合い、家族ぐるみで交通安全意識を高めましょう。
- 保護者は子供に対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。また、駐車された車の直近で遊んだり、しゃがみ込んだりすることの危険性についてよく教えましょう。
- 高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促しましょう。
- 高齢者に、**明るい目立つ色の服装**や**夜光反射材**を身につけるよう「声かけ」をしましょう。



○地域では

- 子供や高齢の歩行者、障がい者、電動車いす利用者等を見かけたら、保護・誘導活動を積極的に行うなど、子供の手本となるよう正しい交通ルールとマナーを実践しましょう。
- 高齢運転者等の、**運転免許証の自主返納制度**及び**安全運転相談窓口#8080**（シャープハレバレ）等の支援施策について周知を図りましょう。

3 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

○飲酒運転による交通事故発生状況（令和4年5月末現在）

	発生件数	死者数	傷者数
本年	13件	0人	17人
昨年	20件	1人	26人
増減	-7件	-1人	-9人



○家庭、地域、職場では

- 飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転等の悪質・危険な運転は重大事故につながります。家庭、地域や職場ぐるみで根絶しましょう。
- **飲酒運転は犯罪**です。「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。」を徹底し、予め運転者を決めておく「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。
- 行楽・帰省など長距離運転の際は過労運転にならないよう、余裕のある計画を立てましょう。
- 職場では、**運転前後のドライバーの顔色等の目視確認**や**アルコール検知器を活用**して、二日酔いを含めた飲酒運転の防止を徹底しましょう。



ハンドルキーパー

2 道路横断中の交通事故防止



○家庭では

- 道路を横断する際は**無理な横断をしない**こと、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることを家族ぐるみで実践しましょう。

○学校等では

- 横断歩道を渡る場合は、車の有無など周囲の安全を十分に確認し、**手をあげて運転手に意思表示**して横断すること、また、車は止まってくれるものとは限らないことを理解させ、不意な飛び出しをしない他、横断中の安全確認についても指導しましょう。

○職場では

- 朝礼や打合せ等で、徒歩や自転車で通勤する職員には、横断歩道を利用し横断すること、車を利用する際は交通ルールの遵守や**横断歩行者保護の徹底**について周知を図りましょう。



○運転者は

- 横断歩道の付近では速度を落とし、横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする歩行者や自転車を見かけたら、**必ず一時停止**してください。
- 夕暮れ時や夜間は、歩行者等を早めに発見するため、控えめな速度、早めのライト点灯を心がけ、歩行者等が被害となる交通事故を防ぎましょう。

4 自転車の交通事故防止とヘルメット着用の促進

○「福島県自転車安全利用五則」を守りましょう！

- 1 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- 2 車道は**左側を通行**
- 3 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行
- 4 **安全ルール・マナーを守る**
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘差し運転の禁止
- 5 被害軽減のため**ヘルメット着用**に努める

自転車乗車中の死傷者数
(令和4年5月末現在)

	死者数	傷者数
本年	1人	102人
昨年	2人	118人
増減	-1人	-16人

○自転車用ヘルメットの着用と自転車保険に加入しましょう。

- 自転車利用中に交通事故で大けがや亡くなられる方の多くがヘルメットを着用せず頭部に致命傷を負っています。**全ての自転車利用者は自転車用ヘルメットを着用**しましょう。
- 相手にけがをさせれば、高額な損害賠償を求められることがあります。自転車を点検整備するとともに、**被害者救済のための各種保険に加入**しましょう。

